

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平生町は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

山口県平生町長

## 公表日

令和8年2月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯である住民税非課税世帯等を支援するため、住民税非課税世帯等に対して現金を給付する事業に関し、給付を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務。 事務要綱については、「平生町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱」に基づき、実施する。 また本給付は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年5月19日付法律第18号）に基づき、特定公的給付を実施する。 以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ①令和5年1月2日以降に平生町に転入したものについて、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会 ②対象者住所の照会
③システムの名称	住民基本台帳システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、給付金支給台帳（エクセルファイル）
2. 特定個人情報ファイル名	
給付金支給台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の第135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第160の項及び第162条 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民福祉課
②所属長の役職名	町民福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民福祉課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7113
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b>		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b>		[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する全職員に対し研修を実施し、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。 また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は複数人での確認を行い人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [    十分に行っている    ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [    十分である    ]
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス制限を職員毎に設定しているため、権限のない者により特定個人情報を不正に入手されるリスクへの対策は十分である。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一第101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	番号法第9条第1項及び別表の第135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	法令改正に伴う修正
令和8年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 121項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 【情報提供】 提供なし	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第160の項及び第162条 【情報提供】 なし	事後	法令改正に伴う修正
令和8年2月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	様式変更に伴う修正
令和8年2月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	様式変更に伴う修正
令和8年2月28日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	評価書のとおり	事後	様式変更に伴う修正
令和8年2月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	評価書のとおり	事後	様式変更に伴う修正